

第十五回国会 大蔵委員会 議 録 第 十 七 号

昭和二十七年十二月十八日(木曜日)

午前十一時二十二分開議

出席委員

委員長 奥村又十郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 川野 芳満君

理事 内藤 友明君 理事 松尾トシ子君

理事 佐藤 次郎君

上塚 司君

久野 忠治君

佐治 誠吉君

西村 茂生君

宮崎 靖君

小川 半次君

笹山茂太郎君

吉田 正君

久保田鶴松君

出席政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君

大蔵事務官 (主税局長) 平田 敬一郎君

委員外の出席者

大蔵事務官 (主税局長) 泉 美之松君

制第一課長 専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

十二月十八日

委員 大村清一君及び島村一郎君辭任につき、その補欠として佐治誠吉君及び久野忠治君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十七日

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

同月十八日

資金運用部資金法の一部を改正する法律案(北村徳太郎君外一名提出、衆法第一七号)
簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部を改正する法律案(北村徳太郎君外一名提出、衆法第一八号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会要求に関する件・小委員長の報告聴取に関する件
昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案(内閣提出第四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)
資金運用部資金法の一部を改正する法律案(北村徳太郎君外一名提出、衆法第一七号)
簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部を改正する法律案(北村徳太郎君外一名提出、衆法第一八号)
農林漁業金融公庫法案につき、農林委員会に修正意見申入に関する件

○奥村委員長 これより会議を開きます。
本日の日程の審査に入ります前に、連合審査会開会申入れの件についてお諮りいたします。昨十七日郵政委員会に付託になりました簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、本委員会の所管事項とも密接な関連を持つ法案でありますので、本案に關し郵政委員会に連合審査会開会の申入れをいたしたいと存じますが、この点御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○奥村委員長 御異議なしと認めます。よつて本案に關し郵政委員会に連合審査会開会の申入れすることに決しました。なお開会の日時、手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○奥村委員長 次に、昨十七日本委員会に付託されました租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題として、まず政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。愛知大蔵政務次官。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第二条中「又は預金の利子」を「若しくは預金の利子又は合同運用信託(所得税法第七条第一項に規定する合同運用信託をいう。以下同じ。の利益)」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
四 金融機関を受益者とする合同運用信託の利益
第二条の二の次に次の一条を加える。
第二条の三 昭和六年七月一日以前に発行された国債、地方債及び社

債でアメリカ合衆国通貨、連合国通貨若しくはフランス国通貨で表示されたもの又は本邦通貨で表示されているが確定換算率により連合王国通貨で支払を行ふべき旨の特約があるものについて所得税法第一条第二項又は第五項に規定する者が支払を受ける利子で、本邦と当該利子の支払地の属する国との間の租税の二重課税防止のため条約の効力が生じた日から起算して六箇月を経過した日までの間に支払期日の到来するものについては、命令の定めるところにより、同法第十七条、第十八条及び第四十一条の規定は、これを適用しない。
第三条の二第二項中「事業の用に供する」を「事業の用に直接供する」に、「取得したもの」のうち命令で定めるものの提供に因り、昭和二十七年四月一日から同年十二月三十一日まで」を「取得したものを昭和二十七年十二月三十一日までに締結された契約に基き提供したことに因り、同年四月一日から本邦と当該個人の住所又は当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の属する国との間の租税の二重課税防止のための条約の効力が生じた日から起算した六箇月を経過した日まで」に改め、同条第二項中「同項に規定する命令で定めるもの」を「第五条第一項に規定する事業の用に直接供する工業所有権その他の技術に関する権利又は

特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。で所得税法の施行地外において取得したもの)に、「所得税法第一条第二項第六号に規定する所得」を「同法第一条第二項第六号に規定する所得で前項の規定の適用を受けないもの」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に、「事業の用に供する」を「事業の用に直接供する」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律による改正後の租税特別措置法第二条の三の規定は、昭和二十七年十二月二十二日から適用する。
3 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「昭和二十八年一月一日」を「同項に規定する租税の二重課税防止のための条約の効力が生じた日から起算して六箇月を経過した日の翌日」に改める。

○愛知政府委員 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明申し上げます。
本法律案の要を申し上げますと、まず日本経済の健全な発展に資する外国技術の使用料につきましては、従来

これは個人の所得税だけの問題ではありませんが、法人税の關係などもつと適宜に執行できれば、いわゆる社用族といつたようなものが跋扈すること、この面からもある程度防げるのではなからうかと考えておるわけであり、来年度にきましては、現在私どもの研究中の問題として、富裕税といふものを廃止いたしまして、そのかわりに高額所得者に対する所得税の税率を引上げるといふ方が、税の体系から申しまして、あるいは今御指摘のような感じから申しまして、よくはなからうかといふことで、大体成案を得ております。

それから法人關係につきましても、常識的に申しまして、経費の濫費、あるいは機密費とかいつたようなものの支出について、何らかの政府の方からも御告、注意ができるようにいたしたいという点も、現在審議の上ののぼせておりますが、これらにつきましても、来年度予算案と同時に国会に御審議を願うように、来年早々に成案を得るよう、現在準備を進めておる次第であります。

○川野委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案につきましても、質疑も大体了されたと思ひますので、この際本案につきましても質疑を打ち切り、討論を省略してただちに採決に入られんことを望みます。

○農林委員 ただいまの川野委員の動議のごとく決定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○農林委員長 御異議なしと認めます。それでは本案につきましては、以上をもつて質疑を打ち切り、討論を省略してただちに採決に入ります。

これより本案を採決いたします。昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○農林委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する報告書の作成並びに提出手續等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。

暫時休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後二時三十二分開議

○川野委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

本日本委員会に付託されました資金運用部資金法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部を改正する法律案の両案を一括議題として、まず提案者より提案理由の説明を聴取いたします。提案者内藤友明君。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

資金運用部資金法の一部を改正する法律

資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項但書を次のように改める。

但し、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金を左に掲げるも

のに運用する場合においては、この限りでない。

第二条第二項に第一号から第三号までとして次のように加える。

一 保険契約者又は年金契約者、年金受取人若しくは年金継続受取人に対する貸付

二 地方債

三 地方公共団体その他政令で定める公共団体に対する貸付

第七條第三項中「一の金融機関の発行する金融債の五割又は」を削る。

第九條第一項中「重要事項を」の下に「郵政大臣の諮問に応じ、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の運用の方針及び条件その他の当該積立金の運用に関する重要事項をそれぞれを加え、同条第二項中大蔵大臣の下に、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の運用に関する、郵政大臣にそれぞれを加える。

第十條第一項中「十人」を「十三人」に改め、同条第二項中「三人」を「六人」に改める。

附則

1 この法律中第二条第二項第一号、第七條及び第十條の改正規定並びに附則の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律中第二条第二項第二号及び第三号の改正規定、第九條の改正規定並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十條の規定による所轄行政庁の許可が地方債を起すについて必要でなくなつた日から施行する。

簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部を改正する法律案

簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部を改正する法律

簡易生命保険及郵便年金特別会計法（昭和十九年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第七條ノ二を次のように改める。

第七條ノ二 保険勘定又は年金勘定ノ積立金ハ簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律ノ定ムル所ニ依リ運用スルコトヲ得

附則

この法律は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十條の規定による所轄行政庁の許可が地方債を起すについて必要でなくなつた日から施行する。

○内藤（友）委員 ただいま議題となりました資金運用部資金法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部を改正する法律案につきましても、提案の理由を説明いたします。

簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金については、従来、契約者貸付を除いては、他の特別会計の積立金と同様、資金運用部に預託しなければならぬこととなつており、資金運用部において、これらを一元的に運用していたのでありますが、先般簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律が制定せられましたのに伴い、資金運用部資金法及び簡易生命保険及郵便年金特別会計法の規定と抵触するものを生じました。

よつて一応その間の規定上の調整を

加えますが、現状におきましては、なおこれらの資金は資金運用部において一元的に統合運用することが資金の効率を最もよく發揮するゆゑであると考へられますので、これが実施は、地方債の起債について許可制度が廃止されたときから行ふこととしようとするものであります。

なお、長期信用銀行制度の整備充実に資するため、資金運用部資金による金融債に対する運用に関する制限の一部を撤廃することとし、また資金運用部資金の運用の適正を期するため、資金運用部資金運用審議会の委員の定員を増加することとしたのであります。

以上が、この二法案の提出の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○川野委員長代理 本案に対する質疑は次会に譲ることいたします。

○川野委員長代理 それでは、これより農林漁業金融に関する小委員会の経過の報告を小委員長よりお願いすることにいたします。上塚君。

○上塚委員 農林漁業金融公庫法案の小委員会の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、昨日と今日の二回にわたつて審議懇談を重ねました結果、法案の中で、できるだけ事務の簡素化をはかつて、経費の増大を防ぐために、でき得れば法案のうち第三条の第二項を削除する、これは公庫の事務所を東京都だけに置く、ということに限定したいという趣旨の意見が全委員の間に一致いたしました。それに

暫時休憩いたします。

午後二時四十五分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

〔参 照〕

昭和二十八年分所得税の臨時特例等
に関する法律案(内閣提出)に関する
報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

伴つて第十五条を削除し、また第十八条の第二項の別表の八にきめてあります貸付金の償還期限の五箇年を十五箇年に延長するという事、これだけの修正を行うについて農林委員会と相談いたしました。もし農林委員会の方で自発的にこの修正を行うことができれば、大蔵委員会としては手を染めないで行く、その点について小委員長より農林委員長の方へ懇談をするようにということでありましたので、ただいま農林委員長にその話を申したのであります。農林委員長は、野原小委員長を呼んでともに聞くということでありましたが、野原小委員長がまだ帰つて参りませんので、十分の懇談はできませんけれども、大体大蔵小委員会の意見を適当と認めて同意するような形勢にあります。今日までの経過を以上御報告申し上げます。

○川野委員長代理 ただいまの小委員長の御報告は、当委員会としても了承するに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長代理 御異議ないようです。それから、ただいまの小委員長の御報告の点は、当委員会の意向として農林委員会に修正意見として申し出ることになつたと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長代理 御異議がなければ、さよう決定いたします。

なお修正意見申入れの文書の作成、手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。